

はみんぐ訪問看護ステーション運営規程

(趣旨)

第1条 この規定は、公益財団法人柏市医療公社（以下「公社」という。）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「訪問看護」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(ステーションの設置)

第2条 公社に訪問看護事業を行う事業所（以下「ステーション」という。）を設置する。

2 ステーションの名称及び所在地、次のとおりとする。

(1) 名 称 はみんぐ訪問看護ステーション

(2) 所在地 柏市布施1の3番

(事業の目的)

第3条 訪問看護事業は、介護及び予防介護を必要とする利用者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すとともに、利用者の家族等への介護指導及び予防介護指導の援助を行うことにより、利用者及び家族等の生活の質の確保を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第4条 訪問看護事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町及びその他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、並びに在宅医療支援対策の充実を図るため利用者及びその家族等に対し、訪問看護サービスの提供に努めるものとする。

(対象者)

第5条 訪問看護を受けることができる者は、かかりつけ医が在宅での療養を必要と認める要介護状態又は要支援状態にある者とする。

(職員及び職務内容)

第6条 ステーションに次の職員を置く。

(1) 管理者 1名

(2) 看護師 常勤換算方法で2.5名以上

(3) 理学療法士 実情に応じた適当数

(4) 作業療法士 実情に応じた適当数

(5) 事務職員

2 管理者は、ステーションの職員の管理及び訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。

3 看護師は、訪問看護を行い、その結果を記録し、管理者に報告しなければならない。又、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成を行なう。

4 理学療法士並びに作業療法士、訪問看護に係るリハビリテーションを行ない、その結果を管理者に報告しなければならない。又、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成を行う。

5 事務職員

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く。)

(2) 営業時間

月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで
土曜日 午前8時30分から午後0時30分まで

2 前項の規程にかかわらず訪問看護を受ける者(以下「利用者」という。)の病状等により必要な場合は、営業日以外の日及び営業時間外においても訪問看護を行うものとする。

3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護の提供方法及び内容)

第8条 ステーションは、訪問看護の実施に当たっては、利用者ごとに、かかりつけ医が発行する訪問看護指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、当該訪問看護計画書により訪問看護を行うものとする。

2 ステーションは、かかりつけ医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出するものとする。

3 訪問看護の内容は、次の各号に掲げるサービスのうち、利用者に必要と認められるものとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や予防介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他かかりつけ医の指示による医療処置
(利用料等)

第9条 ステーションは、訪問看護を提供した場合の利用者額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受理である時は、(介護保険日保険者証及び負担割合証に記載の)負担割合に応じた額とする。

2 費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

① 死後の処置料 1 3 0 0 0 円

② 実施地域以外の交通費

・自動車の場合は次の額を請求する。

通常の実施地域を超えて1kmにつき20円

・電車の場合実費

第10条 通常の実施地域、柏市、我孫子市、流山市、野田市の各地域とする。

(緊急時等の対応)

第11条 職員は、訪問看護を行っているときに、利用者の病状及び心身の状態が急変した場合は、速やかにかかりつけ医に連絡し、その指示に基づき必要な処置を行うものとする。ただし、かかり

つけ医への連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員は、前項の措置を講じた場合は、速やかにその旨を管理者及びかかりつけ医に報告しなければならない。

（記録の保持）

第 12 条 ステーションは、運営及び利用者に対する訪問看護の提供等に関する事項を記録し保存するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 13 条 ステーションは、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1） 採用時研修 採用後 1 か月以内

（2） 継続研修 年 2 回程度

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項、公社とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（相談・苦情対応）

第 14 条 ステーションは、利用者から相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録保存する

- 3 ステーションは、市及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする

- 4 ステーションは市及び国民健康保険団体連合から求めがあった場合は、前項の改善内容を報告する。

（事故処理）

第 15 条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる

- 2 ステーションは、前項の事故が発生して採った処置について

記録し保持する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止)

第16条 ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の対策)

第17条 ステーションは、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を以下の通り行う。

(1) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理を行う。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催する。

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。

(4) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

(ハラスメント対策)

第18条 ステーションは、ハラスメント対策のための対応を以下の通り行う。

(1) 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講ずる。

(2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。

(4) 相談対応のための担当者や窓口を決め、従業者に周知する。

(業務継続計画の策定)

第19条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務策定計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年6月28日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。